

平成31年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第6日目）

平成31年3月14日（木曜日）

午後1時00分開会

第26 議案第14号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

第27 議案第17号 訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第28 議案第18号 訓子府町定住圏形成協定の議決に関する条例の制定について

第29 議案第20号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

追加議案

議案第26号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）について

報告第4号 専決処分の報告について

○出席議員（9名）

1番	余	湖	龍	三	君	3番	西	森	信	夫	君		
4番	堤		三	樹	磨	君	5番	西	山	由	美	子	君
6番	上	原	豊	茂	君	7番	工	藤	弘	喜	君		
8番	須	河		徹	君	9番	河	端	芳	惠	君		
10番	山	田	日	出	夫	君							

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町		長	菊	池	一	春	君
副	町	長	佐	藤	明	美	君
総	務	課	森	谷	清	和	君
企	画	財	伊	田		彰	君
町	民	課	元	谷	隆	人	君
福	祉	保	谷	方	幸	子	君
農	林	商	遠	藤	琢	磨	君
建	設	課	渡	辺	克	人	君
上	下	水	原	口	周	司	君
会	計	管	山	内	啓	伸	君
教	育	委	林		秀	貴	君
管	理	課	森	谷		勇	君
子	ど	も	山	本	正	徳	君
社	会	教	高	橋		治	君
図	書	館	山	田	洋	通	君
農	業	委	中	山	信	也	君
農	業	委	坂	本		稔	君
監	査	委	山	田		稔	君

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	八	鍬	光	邦	君	
議	会	事	務	局	係	長	中	村	隆	広	君

◎開議の宣告

○副議長（上原豊茂君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） ここで議会運営委員長から今後の議会運営についての報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

3月12日、午前11時30分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて、協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されていますとおり、議案第26号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）について、それから、報告第4号 専決処分の報告についての2件であります。

議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加議案の審議につきましては、議案第26号につきましては、日程第29、議案第20号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての採決の後、行うことといたします。

また、報告第4号につきましては、議案第26号の採決の後、報告を受けることにいたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とします。

以上。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり、追加議案として提案されました議案第26号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）について、報告第4号 専決処分の報告についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第26号、報告第4号を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第20号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第20号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第14号の質疑を行います。議案書80ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。この14号について、町税条例、固定資産税に関わることでありますので、ちょっとこう、この条例だけでは中身がなかなか理解できないという部分もありますので、その辺も教えていただくということも含めて、質問をしていきたいんですが、よろしく願いいたします。

今回の14号で言われている固定資産税の関係で、中小企業等が生産性向上、特別措置法に従って取得した先端設備等のうんぬんということでもありますけれども、その中で質問する一つは、言ってみれば、ここで課税標準となるべき価格に乗じる割合を2分の1から零に改正しようということであれば、この特例がなくなるというふうに捉えていいのかどうか。例えば所得税法では、このこういった形で、例えば先端技術を取得、組み込んだトラクターとか機械類ね、これは今もうその何て言うのかな、特例のような形で減価償却をどうするかということではあるんですけども、この固定資産税のここで行われていることというのは、例えばその、零にするということに改正するというで、そういう特例が固定資産税の中ではなくなるのかということが1点と、もう一つ、ここで言われている先端設備等のその範囲ですね、この範囲をちょっと教えていただきたいなと思います。この先端技術、先端設備というのは、どういう範囲を機械も含めて言っているのか、いわゆる装置も含めて言っているのか、その辺を、どういうものがあれば先端設備ということでは捉えていた範囲なのかもちょっと教えていただきたいということです。とりあえずそういうことで。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま、3点について、ご質問がございました。

まず、この法の中身というかですね、詳しくということではありましたが、これはですね、生産性向上特別措置法というのが去年の6月から施行されてですね、平成33年の3月31日までに取得される、この法律に従って取得した生産設備等を年度から3年間、固定資産税、生産性の設備ですから、おそらく、おそらくじゃなくて、償却資産というか機械になりますので、これを零から2分の1にということで、この率については市町村が条例で定めることができるということで、わがまち特例になります。それで何て言いますか、これに関する率のことについて2番目にご質問ありましたけれども、例えば課税標準額が200万だとしますと、2分の1ですと、そこで掛ける2分の1を掛ければ課税標準額は100万になりまして、そこから1.4%の税率ということになりますけど、零ということは、掛ける零ですから、なくなっちゃうという、そういうことでございます。だから200掛ける零ですから零、課税評価、零になるということです。ですから税率がかからない。

それから、よろしいでしょうか、制度はなくなりませんが、制度はなくなりませんが、税額がかからないという形になります。

それから先端設備については、農林商工課長の方から答えていただきます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 3点目の先端設備等の範囲というようなご質問がございましたけども、これに関しましては、訓子府町が定めました昨年の7月にですね、本町が定めました訓子府町、生産性向上特別措置法に基づく訓子府町導入促進基本計画、これに基づいてですね、まず導入される方がですね、その導入する機械が日本工業会の証明がまず必要になります。それから金融機関の審査を受けまして、その後ですね、先端技術等導入計画、町が定めました導入計画によりまして、認定申請書を出していただきます。その結果、町の方で中身を精査し、認定し、はじめて今回のこの固定資産税が2分の1から零等になるというところで、ただ導入計画の中にも条件がございまして、労働生産性に対する目標が年3%以上向上するというような条件がございまして、なんでもかんでも機械を買って申請すればいいというのではなくて、まず大前提としては労働生産性に対する目標が年率3%以上向上するというようなこととございまして、業種等については、もう全業種、全事業ですので、農業者も商業者も含めて機械を導入する方については申請が可能だということとございまして。

ただもう1点ですね、町の方の要綱の中で、先ほど言いました労働生産性が年3%以上向上するという部分に関しまして、ただ単に人員を削減する目的で機械を導入するという部分に関しては、ちょっと内容が違うということで、町の要綱の中では人員削減を目的とした取り組みは認定と対象しないというようなことでうたっておりますので、その辺も十分審査をしながら認めるかどうかという部分になると思いますので、この機械だから、この機械だからというのではなくて、まずそういう計画が通ればというようなことになりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 非常にこう、どれだけの、これ今、質問なんですけれども、確かにいわゆる生産性向上に向けた条件がクリアされなければ、この特例が適用されないということになってくのかなというふうに思いますけれども、一つはやっぱり、どれだけの条例改正によって、条例の制定によって、何て言うのかな、本町において実行性というか、どれだけのメリットというのかな、農業者も含めて、あるように見込んでいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つ、こういうことであれば、やっぱり周知ということも前段で必要でないのかなというふうに思います。だからその辺も含めて、いわゆる農業者だけではなくて、そういう業者の、こういうなかなかこれはありとあらゆる業者がどうこうということではなっていないのかなと思うんですけども、そういう設備を必要とする部分で生産性を何とかしたいと思って導入するような企業に対しての周知とかっていうことは、どういうふうに考えておられるのか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず、1点目で、本町において、どれだけの、この事業での計画というかが見込めるのかという部分でございまして、正直言って何件って見込

んでいる訳ではございません。問い合わせ等については、今まで2件、3件等は来ておりまして、その中で今1件の方は進めていると。金融機関等に相談に行って進めているというのは聞いておりますが、まだ正式にうちの方にその次の段階の認定申請というのは、まだ上がってきてませんが、ゆくゆくは上げたいということは聞いております。特に農業者に関しましては、やはり畜産の関係、クラスター事業ですとか、そういう畜産の関係で大型機械等を入れたりする場合はありますので見込めるかなというのはありますけど、一般の畑作ではなかなか難しいかなというのはありますけれども。

次に、周知の関係ですけれども、これに関しましては、一応、町のホームページの方に計画、うちが上げています認定申請書計画の部分ですとか、そういうのをホームページへ載せて、誰でも見れる、誰でもと言ったら変ですけども、広く見れるということで、今の段階での周知はホームページの方でしてございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河ですけども、非常に何て言うんですかね、先端設備の割にはコスト削減が対象になっていないということに対しては非常に疑問を感じるところなんですけど、この辺はもう少し詳しく、なぜコスト削減がそういう状況に入らないのかと。そのために先端の設備を入れる必要がね、あるのかというものすごい大きな疑問があります。

それから説明の、これ聞き違いかもしれませんが、平成33年の3月まで3年間という話だったんですけど、これはもう31年に入れば、あと2年間しかないということなのか、3年その後、認定されたら3年間そういう継続されるのかということを知りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、コスト削減がなぜ入っていないのかというような理由、ご質問がございましたけども、今回のこの計画、固定資産税の減免もそうですし、計画に関しましては、国が進めている部分でございまして、北海道で言えば北海道経済産業局、中小企業課等が所管している部分でございまして、その中の要領の中でコスト削減という部分ではなくて、先ほど言った労働生産性に対する削減というんですか、3%以上向上させなさいというような部分での計画、それに基づいて計画を立てなさいというようなことでの指導等、要綱になってございますので、コスト削減がなぜ対象にならないのかという部分に関しては、ちょっと申し訳ないんですが、今の段階で、勉強不足なのかもしれませんが、お答えできないんですけども。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 2番目の質問でございまして、期限が33年3月31日まで、2年間しかないのかというお話でしたけども、申請をするのは33年の3月31日です。固定資産税というのは1月1日の期日になりますから、翌年の1月1日まで続きますので、実は例えば今年申請しましたら、32年の税からはじまりまして3年間ですから32、33、34と。そういうふうになります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第14号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号の質疑を行います。議案書88ページです。1人3回まで質疑を行います。
ご質疑ありませんか。
西山由美子君。

○5番(西山由美子君) 5番、西山です。説明で、はるるが申請した場合に共生型のサービスを受けることができると。障がい者と高齢者が同一サービスを受けられるということで、それは今、現段階で、はるるの方でそういう予定があるのでしょうか。

○議長(上原豊茂君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(谷方幸子君) 今のところ見込みはございません。あくまでも申請すればということですので、事業者が求めればということになりますので、今のところ、はるるの方は定員一杯になっておりますし、デイの方もなかなかこう人員不足などにより、これ以上あまり増やせないような状態になりますので、ちょっと今すぐということではないと思っております。

○議長(上原豊茂君) ほか、ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第17号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号の質疑を行います。議案書90ページです。1人3回まで質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第18号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号の質疑を行います。議案書92ページです。1人3回まで質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第20号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（上原豊茂君） 次に、追加議案であります議案第26号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書148ページです。
副町長。

○副町長（佐藤明美君） 148ページになります。
今回の追加補正につきましては、国の補正予算などによります畑作構造転換事業と、それと道営の農地整備事業を中心に8本の繰越事業について、それぞれ関連経費を補正するというものでございます。
それでは早速議案の説明に入ります。
議案第26号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）の説明に入らせていただきます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ2,941万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ57億8,497万7千円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の

ページの1表のとおりでございますけれども、これは後ほどご覧いただくこととして、その後151ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきます。

続いて、第2条では、今のページ、148ページ、第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ150ページの第2表と第3表により説明させていただきますので、150ページお聞き願いたいと思います。

まず、150ページの上の第2表、繰越明許費補正では、156ページの繰越明許費に関する調書で、こちらの156ページのちょっと、何回もすいませんけど見ていただければと思います。156ページの一覧表です。

まず、一番上の方から、6款、1項、3目の農業振興費の畑作構造転換事業では、国の補正により新たに認定された事業の1件分490万円を繰り越すものでございます。なお、この細かい内容については後で歳出の方で説明したいと思います。

次に、5目の農業基盤整備事業になりますけれども、これは下の農業基盤整備事業の事業量の増減内訳は、これ別に配布しています資料2というの別に配付しておりますけれども、その投資的事業の一覧にありますので、そっちの方を後でご覧いただければと思います。

まず、上の2番目の道営訓子府北西地区農地整備事業では、これは国の追加補正によるもので170万円の繰り越し。これもこれ以下についても内容は歳出の方で説明いたします。

次に、道営訓子府川南地区農地整備事業では、平成30年度の通常繰越分と、今回の国の追加補正によるもので3,944万円の繰り越し。

それと道営山林川地区水利施設整備事業では、これは平成30年度の通常繰越分で204万3千円の繰り越し。

その次の道営訓子府北東地区農地整備事業では、これは国の追加補正分で1,360万円の繰り越し。

それと次、道営訓子府中央1期地区農業水利施設保全合理化事業では、これは平成30年度の通常繰り越し分で150万9千円の繰り越し。

続いて、道営訓子府中央2期地区農業水利施設保全合理化事業では、これは平成30年度の通常繰越分と、それと国の追加分をあわせて1,126万円の繰り越し。

次に、農業経営高度化促進事業促進費負担事業では、これは中央1期・2期地区の用水路整備にかかる促進費、それとパワーアップ分を土地改良区に交付するというものでございまして、負担するもので740万3千円の繰り越しになります。

それでは、150ページに戻っていただきまして、今度は下の表になります。

下の第3表、地方債の補正では、これ平成30年度の事業確定に伴いまして、道営柏丘北地区農地整備事業では2,930万円、それと道営訓子府川南地区農地整備事業では180万円、道営山林川地区水利施設整備事業では1,430万円とそれぞれ限度額を変更するもので起債の方法と利率については変更がございません。

ここでちょっと157ページ、何回も行ったり来て申し訳ないですけども、157ページの地方債の年度末における現在高の見込みになります。この調書をご覧いただきたいと思います。157ページ、この表の一番右の下から3行目でございますように、この変更後の平成30年度末の現在高の見込額は51億4,150万1千円となるものでございま

す。

それでは、154ページの歳出の方から説明させていただきます。

154ページ、まず、上の表の2款、総務費、1項、1目、一般管理費の事業区分、各種基金積立金の積立金、社会資本整備基金積立金では、これはスポーツセンター建設のための寄付が1件あったことから、寄付者の意向に基づき50万円の追加をするものでございます。

その下の地域活性化基金積立金についても同様に、これは防災事業の方に役立ててほしいという寄付者の意向がございましたので、これ1件で100万円を追加しております。

次に、下の表の6款、農林水産業費、1項、3目、農業振興費の事業区分、畑作構造転換事業の負担金、補助及び交付金、ここの畑作構造転換事業補助金では、イモ、馬鈴しょ、てん菜、豆類等の作業省力化推進のための共同利用機械の導入補助でございまして、30年度の補正分が今回ぎりぎりになって追加の認可になったものですから、今回補正させていただくというもので、1集団の豆用コンバイン1台、事業費で1,058万4千円、これの2分の1以内ということで490万円の追加となっています。なお、これにつきましては全額490万円繰り越すということが先ほどの説明でございます。

次に、5目の農業基盤整備事業の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の北海道土地改良事業団連合会負担金では、平成30年度対象事業費の確定、それと平成30年度の繰越補正分の対象事業費の確定で、これは26万7千円の減額という形になります。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、現年分の事業費の確定で1,827万9千円の減、それと今回の国の追加補正による増分170万円、増分170万円、これ差し引きが1,657万9千円の減ということで、この内に追加補正分の、今話ました170万円は繰り越しになるというものでございます。

その下の道営柏丘地区農地整備事業負担金では、これは現年度分の事業費の確定で2,059万6千円減となっております。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業負担金では、これについても現年度分の事業費の確定で1,114万5千円の減。

次のページになります。

一番上の行の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金では、現年度分の事業費の確定の分で2,384万5千円、これの減、それと平成30年度の通常の繰り越し分663万円、それと国の追加補正で3,281万、これら三つを差し引きして1,559万5千円の追加ということになります。なお、この通常の繰り越し分、それと追加の繰り越し分、合わせて3,944万円を繰り越すというのが先ほどの繰り越しの内容でございます。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業、これは基幹水利施設整備の負担金で、現年度分の事業費の確定として2,499万5千円の減、それと平成30年度の通常の繰り越しの補正分204万3千円の追加、差し引きで2,295万2千円の減ということになってございます。また、これにつきましても通常繰り越しの204万3千円につきましては繰り越すというものでございます。

その下の農業経営高度化促進事業促進費負担金では、現年度分事業費の確定分で454万8千円の減、それと平成30年度の通常繰越の補正分で17万8千円の追加、さらに国

の追加の補正分で722万5千円、これらを差し引きしますと285万5千円の追加という形になります。

その下の道営置戸地区農地整備事業負担金では、これは対象事業費の確定に伴いまして3万8千円の追加です。これは訓子府の住民が置戸、隣の町の事業に参加している分の確定に伴う差額分と思ってください。

その下の道営訓子府北東地区農地整備事業負担金では、現年度分事業費の確定として296万円の減、それと今回の国の追加の補正分で1,360万円、追加ですこれは。差し引き1,064万円の追加という補正予算でございます。この追加補正予算の1,360万円分が繰り越すというものでございます。

その下の道営訓子府中央1期地区農業水利施設保全合理化事業負担金、これにつきましては、現年度分の事業費の確定としまして、351万3千円の減、それと30年度分の通常の繰り越し分で150万9千円、これ差し引きしますと200万4千円の減額となります。なおこの通常繰越分の150万9千円は繰り越すというものでございます。

その下の道営訓子府中央2期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、現年度分の事業費の確定として266万2千円の減、それと平成30年度の通常繰越分として251万円の追加、それと今回の追加の補正分で875万円、差し引きして859万8千円を追加するというものでございます。なお、通常繰越分の251万円と追加補正分の875万円、あわせて1,126万円は繰り越すというものの内容でございます。

次に、戻っていただきまして、151ページの歳入の方になります。

一番上の表の11款、1項、1目、農林水産業費分担金では、それぞれの事業の確定と繰り越し分や国の追加補正、今説明しました、これらの事業の増減によって、それぞれの受益者の分担金となるものでございます。上の表ですね。

次に、下の表の11款、2項、2目の農林水産業費負担金の道営訓子府北東地区農地整備事業負担金では、これは面事業の他の市町村の参加者のパワーアップ分の事業費の市町村負担、先ほど言いました置戸町の受益者分の事業が増えたことから1万3千円を計上するという、他の町村でやっているものの分でございます。

その下の道営訓子府中央2期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、これは置戸町の受益者で、事業費が減ったことにより3万3千円の減。これは置戸町の人がうちの事業に入ってやった分の精算の事業費の分です。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、これは北見市の受益者分の事業費が増えたことから、これは5千円の計上でございます。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金では、これは置戸町の受益者分の事業費が増えたということで5千円の計上になります。

次に、152ページの一番上の表の14款、2項、4目、農林水産業費道補助金です。道の補助金。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金では、道営の農地整備事業にかかるパワーアップ分で、これは歳出のところでは先ほど説明しましたがけれども、各農地整備事業などの現年度分の事業確定、それと通常繰越分、それと国の追加補正分により事業が、それぞれ増減しておりますので、それに伴い、差し引き82万7千円となるものでございます。

その下の畑作構造転換事業補助金では、これも歳出のところではちょっと説明しましたけ

ど、豆ハーベスター、豆ハーベスターの導入分、これのうちで出す分と同額490万円が入ってくるものでございます。

その下の農業経営高度化促進事業促進補助金では、これは道営の農地整備事業にかかる道の促進費分で、これについても先ほど説明しましたけど、各農地整備事業などの現年度分や通常繰越、国の補正などの事業費の確定といたしますか、それによりまして増減しておりますので、差し引き221万9千円という形の追加でございます。

次に、まん中の表の14款、3項、2目、農林水産業費委託金では、道営事業にかかる補助監督費分で、これは道営事業、うちの職員がみるといったら変ですけど、その分のこれは日数によって変わってきますんで、日数の確定に伴いまして86万2千円の追加ということでございます。事務費みたいなもんですね。

次に、一番下の表の16款、1項、2目、総務費寄付金では、これは防災事業に対する寄付で、先ほどありましたけども、法人1件100万円、これの追加でございます。

次に、4目の教育費寄付金では、これも先ほどありましたスポーツセンターの建設の寄付で1件50万円を追加です。

次に、153ページの上の表、17款、1項、2目、財政調整基金繰入金では、これは今回の補正の財源調整するもので735万5千円の追加でございます。

次に、3目の社会資本整備基金繰入金についても、これは道営事業の増減などによる農地整備区分の中で1、500万円分を減額するというものでございます。

次に、下の表の20款、1項、1目、農林水産業債のこれ3本の道営事業の事業費の確定に伴い、これはそれぞれ増減の計上となっております。

最後に、また違う表ですけども、別に配布しております資料1、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の見込みの表でございます。今回の補正予算による基金繰入を行った後の一般会計の基金の保有高の見込みは、これは右側の下から4行目になります。39億29万9千円というふうになってございます。

以上、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）の内容について、説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号

○議長（上原豊茂君） 次に、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。議案書158ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案書の158ページ、報告第4号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

記としまして、次のページの専決処分書をご覧いただきたいと思っております。

本件につきましては、交通事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について、50万円以下の軽易なものにつき、専決処分を行ったものであります。

1の事故発生日時につきましては、平成31年1月12日、土曜日の午後4時45分頃であります。

2の事故発生場所につきましては、北見市泉町1丁目3番22号、北見芸術文化ホール駐車場であります。

3の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

4の事故の概要につきましては、上記の日時、場所において中学校吹奏楽部員の送迎業務のため北見芸術文化ホール駐車場へ到着し、他の送迎バス横へ駐車するため、後進したところ駐車中の相手方車両の左側後部とスクールバスの左側前部が接触し、破損させたものであります。

5の和解の要旨でございますが、この事故に関し、町が損害賠償をすることで和解したものであります。

6の損害賠償額につきましては22万5,839円でございます。

以上、公用車の事故による損害賠償の額及び和解の専決処分について報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、報告を終わります。

◎閉会の議決

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） これにて、平成31年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時45分